

令和6年度イヌワシ保護増殖検討会 議事概要

【実施概要】

○日 時：令和7年3月11日（火）14:00～17:00

○形 態：オンライン（WebEx）

○出席者：<検討委員（五十音順 敬称略）>

　井上 剛彦（極東イヌワシ・クマタカ研究グループ 代表）

　小松 守（秋田市大森山動物園 園長）

　須藤 明子（日本イヌワシ研究会 会長）

　山崎 亨（アジア猛禽類ネットワーク 会長）

　由井 正敏（東北鳥類研究所 所長）

<林野庁>

　林野庁 森林整備部森林利用課

　国有林野部経営企画課

　東北森林管理局 計画課

　関東森林管理局 計画課

　関東森林管理局 赤谷森林ふれあい推進センター

　中部森林管理局 計画課

　近畿中国森林管理局 計画課

<環境省>

　環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

　自然環境局 野生生物課

　東北地方環境事務所 野生生物課

　東北地方環境事務所 鳥海南麓自然保護官事務所

　信越自然環境事務所 野生生物課

○議 題：（1）今年度の事業実施報告

　① 信越自然環境事務所からの実施報告

　② 東北地方環境事務所からの実施報告

（2）「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」について（林野庁）

（3）次年度以降の動きについて

　① 「イヌワシ保護増殖事業マスタープラン」の改定について

　② 「猛禽類保護の進め方」の改定について

（4）その他

【議事概要】

(1) 今年度の事業実施報告

① 信越自然環境事務所からの実施報告

環境省信越自然環境事務所野生生物課より、浅間山における取組の事例について報告があった。

② 東北地方環境事務所からの実施報告

環境省東北地方環境事務所より、東北地方における主な取組について報告があった。

(2) 「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」について（林野庁）

林野庁森林整備部森林利用課より、令和5年度に策定した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」について、情報提供があった。

(3) 次年度以降の動きについて

① 「イヌワシ保護増殖事業マスタープラン」の改定について

平成27年7月に策定された「イヌワシ保護増殖事業マスタープラン」の改定に向けて、改定の方向性の確認を行い、委員から意見をいただいた。

委員からは、主に下記のような意見があった。

- ・イヌワシは環境省レッドリストで「IB類」だが400羽ぐらいしかおらず、同じ「IB類」のクマタカと比べて桁違いに少ない。いろいろな施策を考える上でも、絶滅の危険性をもっと表に出すべきではないか。
- ・目標については、誰もが理解できるような形で分かりやすく記載できるとよい。また、日本のイヌワシ個体群を維持するための最終的な数値目標を掲げることはよいが、中期・短期の数値目標の設定も検討する必要があるのではないか。
- ・採餌環境の改善に向けては、イヌワシの生態に合わせて、また、国有林だけでなく民有林の協力も得ながら、等高線方向に帯状に伐って更新していくべきは、常にイヌワシに好適な餌場環境ができるのではないかと考えられる。民有林に協力をお願いする場合は、例えば森林環境譲与税やカーボンオフセット等の取組についても検討して、官民一体となって進めてほしい。
- ・イヌワシはつがいごとに繁殖成功・失敗の原因がそれぞれ違う。それでも、ベースとしての餌場の不足や環境条件について解析する必要があると思う。目標繁殖成功率を達成するために必要な施業面積を試算する回帰式をつかって一次推定をして、それより明らかに繁殖率が低い場合はその原因を究明して改善するというステップで進めてはどうか。そういう手法をマスタープランの改定の時に盛り込んでいただきたい。
- ・全体の個体数が急激に減らないで繁殖率が減少しているということは、イヌワシの高齢化が進んでいるということではないかと思う。つまり、10～15年後には、高齢化した成鳥が一気にいなくなってしまい、個体数が急激に減少していくことが予想される。その意味も含めて、もし高齢化の問題が実際にあるならば、非常に重要な問題点であるということを明記すべきだと思う。

- ・つがいの片方あるいは両方が若齢個体になっているという事例が目立ってきてている。全体的に余剰個体が非常に少なくなっているからこそ、若齢個体が繁殖適地でつがいになりうるのではないかと推定されており、この視点も大事ではないか。
- ・イヌワシ保護増殖事業自体の位置付けや再生可能エネルギーの問題など、非常に難しいとは思うが、イヌワシの生息地における陸上風力発電の立地回避について入れていただきたい。

②「猛禽類保護の進め方」の改定について

平成8年8月に策定、平成24年12月に改定された「猛禽類保護の進め方」の再改定に向けて、再改定のポイントなどについて情報共有を行った。

委員からは、主に下記のような意見があった。

- ・既存の環境保全措置の効果の例に、東北地方でイヌワシ営巣地近くの鉱山開発の代償措置として、推定式から必要面積を算出して餌狩場を造成したところ、10年ぶりに繁殖を始め、現在もほぼ毎年繁殖に入っているという実例がある。
- ・猛禽類保護の進め方、イヌワシ保護増殖事業計画、マスタープランの位置付けを整理して、相互のつながりを明確にすることを検討していただきたい。

(4) その他

- ・委員から、日本イヌワシ研究会による、イヌワシの生息・繁殖状況調査報告の情報共有があった。
- ・委員から、南三陸地域におけるイヌワシ保護の取組について質疑応答があった。
- ・委員から、イヌワシの飼育下個体群の遺伝的多様性をどのように保持していくかについて、今後の検討会の議題とすることについて提案があった。